

# 非違行為防止宣言

私たちは蓼科高等学校職員として厳正な服務規律の確保と教育公務員の倫理確立に努めます。また、家族並びに同僚職員の幸福と生徒・保護者・地域に対する期待と信頼のために、率先して非違行為の根絶に取り組みます。そして、幾多の反社会的事実を深く思いをいたし、長野県が示す懲戒処分の指針を重く受け止め、以下の事項について学校教育に携わる教職員として、ここに宣言します。

- 一 自動車等の運転にあたっては、交通法規を固く遵守し、反社会的行為の飲酒運転を絶対に行いません。(注1)
- 一 学校教育活動にあたっては、一切の体罰を行いません。
- 一 人権尊重とより良い人間関係をつくるため、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントに相当する言動及び生徒に対するわいせつ行為は絶対に行いません。(注2)
- 一 公金の管理及び取り扱いにあたっては、横領・紛失・盗難及び不適切な会計処理等は絶対に行いません。
- 一 記憶媒体等の管理を徹底し、紛失・盗難・流出等による遺漏は絶対に行いません。
- 一 同僚性を発揮し、上記の行為を見逃しません。

長野県蓼科高等学校  
職員一同